

# 西蒲民商ニユース

2020年8月3日号

西蒲区巻甲2573-5  
T 0256・72・3372  
FAX 0256・72・3321

## コロナの商売危機

## 持続化給付、家賃支援

国保減免で商売維持  
の減免申請を!

## 国保減免で商売維持

「持続化給付金が振り込まれ、経費や税金の一部を払った」（建設業）「家賃支援の申請をしました。」（小売業）等の声が寄せられています。

国・県・市の補助金や支援制度を活用し、コロナによる商売の危機を乗り切りましょう。

### 【家賃支援給付金制度】

#### ○支援対象業者

\* 法人や小規模業者やフリーランス

\* 5月～12月の売上高一ヶ月50%減、

連続3カ月で前年同期比30%減

\* 商売で土地や建物の賃料を支払っている。

#### ○給付額

個人 賃料（37・5万）の2／3の6倍

法人 賃料（75万）の2／3の6倍

個人最大3百万円 法人最大6百万円

#### ○用意するもの

家賃などの支払証明書（三か月分の通帳写し）

や、振込明細書（領収書）

本人確認書類（免許証など）

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類

### 【持続化給付金手続キ】

#### 1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

025-226-2633

#### 2、事前に用意しておべと便利

○2019年度分確定申告書の控え  
法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの（收支内訳書等）  
確定申告の受印のない人は、税務署で  
納税証明書その2（所得金額用）

○昨年の売上と今年の売上減少月（50%減）の比較が必要です。売上帳簿のひな形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物



家賃支援制度の申請を  
しよう

Aさん（建設業）は、コロナの影響で仕事が激減、従業員一人の雇用調整助成金を申請していましたが、4月分の給与の9割が給付されました。今後5月分、6月分（10割）が下りる予定です。Aさんは「休業中も従業員には給与を100%支払って来た。何とか商売を継続していきたい」と話しています。

## 雇用調整助成金降りる